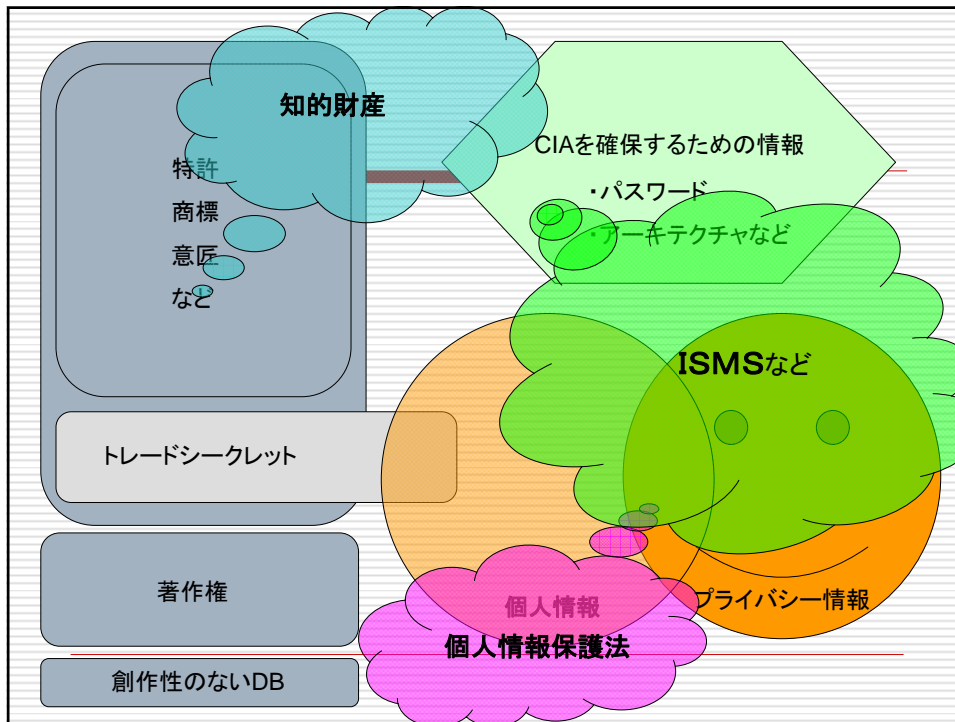


デジタル・フォレンジック・コミュニティ2007
パネルディスカッション
「企業からの情報漏洩に備える」

須川 賢洋(新潟大学法学部)
masahiro@jura.niigata-u.ac.jp

1. 財産的価値のある情報にどんなものがあるか？

- セキュリティ確保、システム保護の為の情報
(パスワードなど)
- 個人情報、プライバシー情報
- 知的財産
 - 産業財産権として保護されるもの
 - 著作権として保護されるもの
- その他

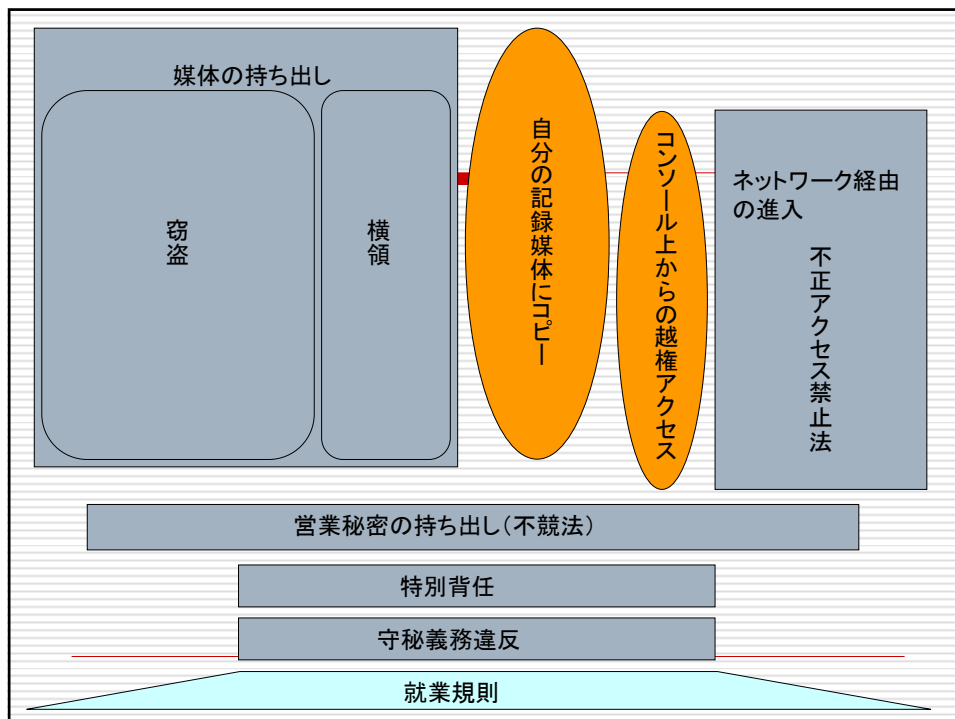


2. 情報の漏れ方で分けると

- 故意
 - 内部関係者による悪意
 - 外部者による悪意
- 過失
- 事故・・・ただし、法律の概念ではない

3. 規制の根拠となる法規としては？

- ❑ 情報の入った媒体の持ち出しは"有体物"の窃盗として『刑法』
- ❑ 不正進入の場合は、情報持ち出しの如何を問わず、『不正アクセス禁止法』
- ❑ 営業秘密(トレードシークレット)の持ち出しは『不正競争防止法』
- ❑ 職種によっては、『守秘義務』違反や『背任』
- ❑ さらに、刑事事件として処理できないものは、民事事件の損害賠償でカバー
- ❑ その他、就業規則違反、秘密保持契約違反、安全配慮義務違反 など



「日経マグロウヒル事件」(東京地裁 S48.2.19)

- → 顧客情報入り磁気テープの預かり者には「善管注意義務」があったとした
 - これも媒体に着目していることになる？
 - 現行不競法でも、過失による営業秘密の漏洩はカバーしていない
-

「自動車性能表DB事件」(東京地裁 H13.5.25 中間判決)

- 自動車のスペック一覧表のような単なるファクトデータの集合体(創作性のないデータベース)に対して、民法709条(不法行為)にて保護
-

-
- 自社の情報だけを扱ってすむことはまずなく、他社の情報を扱う機会のほうが増えている。→故に、デジタル・フォレンジックが益々必要となる。
-

4 著作権とデジタルフォレンジック

- 同じ知財でも産業財産権と著作権では、その性格と保護形態が多少異なる
 - 公表されたものがコピーされた時点で著作権侵害が成立するという著作権の理屈からいくと、企業からの情報漏洩において著作権法が使われる可能性は低い。
 - ただし、「コンピュータプログラムの著作物」に関しては、公表を要件にしていないことに注意が必要(著作権法15条2項)
 - <参考>「新潟鉄工事件」(東京高裁 S60.12.4)
-

「新潟鉄工事件」(東京高裁 S60.12.4)

- スピンアウト時に、自分達の作ったプログラムをコピーして持ち出して、新会社で使用。
 - 裁判所は「不法領得の意思」ありとして業務上横領を認める
-

第15条(職務上作成する著作物の著作者)

- 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。
 - 2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。
-

著作権とDF

- 無方式主義の著作権においては、著作権侵害を立証する手段としてデジタル・フォレンジックは有効
 - 電子透かし等を利用したトレーサビリティの確保など
-